

看護職員の負担の軽減及び処遇改善に資する体制

責任者 看護部長 榊原 智幸

- 看護職員負担軽減及び処遇の改善に関する責任者を配置する。
- 看護職員の勤務状況（勤務時間、超過勤務 有給取得率等）を把握し、必要があれば提言を行い改善する。
- 看護職員負担軽減対策委員会を設置し、「看護職員の負担の軽減及び処遇改善に資する計画」を作成する。
- 「看護職員の負担の軽減及び処遇改善に資する計画」は病院ホームページに掲載及び院内掲示を行い公開・周知を図る。

○令和4年度看護職員の勤務状況等

病棟	1人あたり週平均勤務時間	うち超過勤務時間	有給取得率
西2病棟	31.3 時間	1.3 時間	97.2 %
西3病棟	33.5 時間	2.5 時間	85.8 %
東1病棟	32.5 時間	2.6 時間	90.9 %
東2病棟	34.4 時間	2.6 時間	84.1 %
東3病棟	34.7 時間	2.0 時間	40.6 %
東4病棟	34.0 時間	2.8 時間	85.0 %
平均	33.4 時間	2.3 時間	81.4 %

○令和5年度

看護職員の負担の軽減及び処遇改善に資する計画

	項目	現状及び令和5年度目標	具体的な計画及び取り組み
業務分担	薬剤科	院外処方体制を維持し、病棟での服薬指導、持参薬管理を担うことにより看護職員の負担を軽減する。	入院時における持参薬の確認・管理 中止・休薬の再調剤 残薬（消費期限等）の確認 D I 情報の定期提供 薬剤管理指導の強化
	医療福祉相談室	退院後生活環境相談員並びに退院支援相談員をP SW が担う。 他医療機関との転入院並びに受診予約の調整を行う事で、看護職員の負担を軽減する。	退院に向けた相談支援業務 地域援助事業者（訪問看護等）の紹介に関する業務 医療保護入院者退院支援委員会に関する業務 退院調整に関する業務 病棟担当医、看護職員に協力を仰ぎながら、他医療機関の連携部署との連絡調整を行う 入院際し、保護者及び身元引受人の確認業務 退院際し、自立支援医療等の手続きに関する業務
	作業療法科	ADL 低下により要介助状態の患者様が増加。動作訓練を実施することによりADL 向上を目指し、看護職員の負担を軽減する。	作業療法活動内で、前橋市作成の介護予防体操等を取り入れて実施する。
		ADL 低下により食事介助が必要な患者様が増加。機能訓練を実施し、嚥下機能維持を目指し、看護職員の負担を軽減する。	作業療法活動内で、嚥下体操を行い、機能低下を予防する。
		要介助者の増加により、参加誘導に労力を要する患者様に、作業療法スタッフが協力し看護職員の負担を軽減する。	作業療法参加予定表を作成し、参加患者様を明確化。情報共有し、参加誘導の作業療法スタッフを増やす。
	栄養課	患者様の喫食状態・食事介助での負担軽減を踏まえた食事内容の個人対応を可能な限り行い、看護職員の負担軽減する。	食材単位・料理単位での嗜好による個別対応 料理単位での形態変更への対応
事務部	ICカード、キャッシュレスシステム導入。 コロナ感染症対策等、病院全体で業務量が増えている。感染対策についても積極的なサポートを行っている。 入退院時各種手続き、ご家族へのサポート、病棟業務で取り扱う書類の整備、業務合理化等システムの構築を行い看護職員の負担を軽減する。	入院時にご家族への入院説明・手続き ケアサポートセットの申し込み手続き及び支払い業務 定期的な患者様への小遣い金のお渡し業務 物品の購入及び管理 オーダリングシステム運用管理 診療関係各種記録用紙の作成 毎月の病棟勤務表管理 来院者の体温・健康チェック WEB面会時のPC準備 面会制限時における、ご家族⇄病棟間での荷物の中継保管管理 各種ワクチン接種業務統括 入院患者様の預かり金及び貴重品の管理 入院患者様の預かり金システムを、ICカード・キャッシュレスシステムを導入し、金銭管理等を簡略化、明確化	

項目		現状及び令和5年度目標	具体的な計画及び取り組み
病棟勤務体制の調整	業務量の調整	長時間の時間外労働が発生しないような業務量の調整を行い、有給休暇取得率60%以上かつ全職員5日以上の取得を目指す。	病棟別に勤務時間、時間外勤務、有給取得率調査を実施し、改善に向けた提言を行う。また、有給休暇の取得が進んでいない職員には本人及び師長に連絡し、有給取得を促す。 時差出勤を検討する。
	看護補助者の配置	病棟種別に合わせた看護補助者の適切な配置・増員を図り、看護職員の負担を軽減する。	要介助者の多い病棟に、看護補助者を厚く配置する。 又、看護職員との業務内容の仕分けを明確にする事により、看護業務に専念できるようにする。
	多様な勤務形態の導入	多様な勤務形態の導入を図り、看護職員の負担を軽減する。	労力がかかる時間帯に看護職員配置を厚くするための特別な勤務形態を活用する。
	夜勤配置人員	夜勤従事者の適切な配置・増員を図り、個々にかかる負担を軽減する。	準夜、深夜帯における配置人員について、病棟種別を考慮して行う。 時間帯による業務量を精査し、準夜を早準夜に移行するなど検討する。
	2交代夜勤	適切な休息時間を確保し、夜勤負担の軽減を図る	2時間の仮眠時間を設ける。 夜勤明けの翌日を休日とする。
	3交代夜勤		可能な限り連休が取得できるよう、配慮する。
妊婦・子育て中・介護中の看護職員に対する配慮	夜勤の減免制度	当該職員に対し、個々の状況、要望に応じて勤務時間を調整し、働きやすい環境を整備する。	当該職員の申し出により、夜勤を免除する。
	所定外労働の免除		当該職員の申し出により、所定外労働を免除する。
	時間外労働の制限		当該職員の申し出により、時間外労働の制限を行う。
	半日・時間単位休暇制度		有給休暇について、半日単位・時間単位で取得可能。
	所定労働時間の短縮		当該職員の申し出により、所定労働時間の短縮措置を講じる。（原則1時間）
	子の看護休暇 介護休暇		当該職員の申し出により、家族の人数によって年間最大10日取得できる。時間単位の取得も可能。
	他部署等への配置転換		当該職員の要望や勤務可能時間に配慮した配置転換を行う。
	復職後の職務		スムーズな職場復帰が行えるよう、原則として休業直前の部署及び職務に戻る体制を整備する。